

宗教的生命倫理に基づく食のタブー

——禁止された食物と不殺生

堀田 和義

はじめに

特定の食物や調理法、食べ方などの忌避（以下、「食のタブー」）は、世界中に広く見られる現象である。こういった現象の背後には、それぞれの文化圏における様々な要素が複雑に絡み合っている。さらに現代では、健康上の理由などが及ぼす影響も非常に大きいものと考えられる。このような食のタブーの中でも厳格なものひとつとして、宗教的な理由に基づくものを挙げる事ができるだろう。有名なものとしては旧約聖書の記述を土台にしたユダヤ教の食物規定（カシュルート）があり、これらはイスラーム教においてもある程度共有されている。また、インドのヒンドゥー教においては、神聖な動物とされる牛や不浄な動物とされる犬などを食べないこともよく知られている。こういった宗教的な背景を持つ食のタブーに関しては、各宗教の教義の中ではその根拠が提示されているが、とりわけ、神聖であることや浄・不浄などという点については、その宗教を信仰しない者にとっては受け入れがたい面も多く、客観的な根拠は曖昧であると言わざるを得ない。

こういった食のタブーは、今から約2,500年前に仏教とほぼ同時代、地域を同じくしてインドの地に誕生したジャイナ教にも見られる。ジャイナ教は、インドの宗教の中でもとりわけ生き物を傷つけないこと（以下、不殺生）を徹底することで知られており、その食物規定には、出家修行者を対象とした

厳格なもの、我々と同様に日常生活を営んでいる在家信者を対象としたものがある。本稿では在家信者を対象とした食物規定に焦点を当てて、ジャイナ教における食のタブーの一端を明らかにしたい。このようなテーマを論じる際には、文献に基づく方法とフィールドワークに基づく方法とが考えられるが、本稿では文献に基づく方法を採用する。ジャイナ教には「シュラーヴァカ・アーチャーラ文献」と呼ばれる、在家信者の行動規則を記した膨大な文献群があるが、本稿ではこれらの文献を中心に扱う。

ジャイナ教における食物規定を扱うにあたって、本稿では以下の手順をとる。やや結論を先取りすることになるが、ジャイナ教の場合には、不殺生の実践が食のタブーに関しても大きな影響を及ぼしていることが予想されるため、最初にジャイナ教の生命観と生命倫理とを概観しておく。そのうえで、シュラーヴァカ・アーチャーラ文献の記述に基づいて、先行研究を訂正・補足しながら、実際に禁止されている食物を見ていく。具体的には、在家信者の「根本的美徳」と呼ばれるものを中心に見ていくことになる。そのうえで、様々なシミュレーションを行っている文献の記述に基づいて、それぞれの食物が禁止される条件や理由等について、詳しく見ていきたい。

1. ジャイナ教の生命観と生命倫理

ジャイナ教の食物規定を取り上げるにあたって、最初にジャイナ教の生命観を概観しておく必要がある。前述のように不殺生の徹底を根幹とするジャイナ教の歴史は 2,500 年にも及ぶものであり、その食物規定にもジャイナ教独自の生命観とそれに基づく生命倫理とが大きく関わっているからである。本章では土橋 [1979]、藤永 [1989] などの先行研究に基づいて、ジャイナ教の生命観、および生命倫理を概観しておく。

ジャイナ教では、この世界は生命体 (jīva) と物質 (pudgala) とから構成されると考えられている¹。生命体と物質を分ける最も大きな点は感覚作用の有無である。そして生命体はさらに、不動生物 (sthāvāra) と可動生物 (trasa) とに大きく分けられる。

ジャイナ教の最も権威ある綱要書 *Tattvārthādhigamasūtra* では、不動生物としては、地、水、木が挙げられている。地元素や火元素に関しては、元素そのものに生命があるというアニミズム的解釈をする説や、物質としての元素に閉じ込められた形でその元素を身体としている生命体を指すとする説が見られる。それ自身は生命を持たない地、水などの無機物と、本来は生命を備えているが、材木などとして加工された場合には無機的な側面も持つ木が並列されることによって生じた問題と考えられる³。現段階では、どちらが本来的なものであったかを判断する能力は筆者にはないが、いずれの説を採用にしても、ジャイナ教における行動規則に対する実際的な影響はほとんどない。例えば、ジャイナ教では、無闇に土を掘ったり、水を撒いたりしてはならないという規則があり⁴、またテーラーパンタ派の出家修行者は電化製品に触れることがないが、どちらの見解が正しくとも、これらに変わりはない。ここではひとまず、何らかの形でその中に小さな生命体を含む可能性のある元素から成るものと植物とが不動生物であり、それ以外のものが可動生物であると考えておく。

ジャイナ教には、以上のような不動生物と可動生物という二分法の他に、感覚の数で生命体を分類する方法も見られる。それによると、不動生物には、五感のうちの最も根本的なものである触覚という1つの感覚だけがあるとし、可動生物には2つの感覚を有するものから5つの感覚を有するものと、5つの感覚と心 (manas) とを有するものという合計6種類があるとする。そして、感覚の数が多いほど生物としては高等なものであると考えられているようである。また、ここで「心」と訳したものは、善悪を判断する働きを持つものである。それぞれが備えている感覚を一覧表にすると、以下の通り

	触覚	味覚	嗅覚	視覚	聴覚	心
1つの感覚を有するもの (不動生物)	○					
2つの感覚を有するもの (可動生物)	○	○				
3つの感覚を有するもの (可動生物)	○	○	○			
4つの感覚を有するもの (可動生物)	○	○	○	○		
5つの感覚を有するもの (可動生物)	○	○	○	○	○	
5つの感覚と心を有するもの (可動生物)	○	○	○	○	○	○

である。

それでは、不殺生を最高の徳目として掲げるジャイナ教では、これらの生命体の殺生をどのように捉えているのだろうか。結論から言うならば、上記のような区別のうち、不動生物と可動生物という区別は、殺生による罪の軽重に大きな影響を与えていると考えられる。出家修行者は、(1) 生き物を傷つけない、(2) 嘘をつかない、(3) 与えられていない物を取らない、(4) 性行為をしない、(5) 所有物を持たないという5つの大きな誓戒を守らなければならない。この場合の「大きい」というのは、全面的に守らなければならないことを意味している。ここで関係するのは(1)の誓戒であるが、出家修行者の場合には、可動生物だけでなく不動生物に対する暴力をも厭い離れることが求められる。一方、在家信者が守るべきものは小誓戒と呼ばれ、この場合の「小さい」というのは、部分的に守るべきであることを意味する。例えば、性的関係ならば配偶者とのみ許され、所有ならば一定量までといった形をとり、出家修行者のようにすべてが禁じられるというわけではない。そして不殺生に関しては、可動生物に対する暴力が禁じられている点は出家修行者と同じだが、不動生物の殺生については、世俗的な活動に従事する中で完全に回避することはできないと考えられている⁸。

もちろん、ひとくちに「ジャイナ教」と言っても、必ずしも一枚岩ではないと考えられる。例えば、最終的には生き物の数や大きさ等は問題ではなく、主体の心の状態が問題であるなどといった議論など、様々なものが見られる。しかしながら、現にジャイナ教徒は菜食主義者として生活している。つまり、生き物に対する暴力をゼロにすることはできないものの、植物だけを食することでそれを最小限に抑えることができているのである。そして世界中の菜食主義者も同様の考え方をとっているものと思われる。こういった点を考慮するならば、不動生物と可動生物との間に大きな違いを認め、その考え方が殺生による罪の軽重に影響を与えていると考えてよいであろう。

2. 在家信者の根本的美徳と食物規定

次に、様々な文献において実際に禁止されている食物を見ていくことにしたい。ジャイナ教在家信者の食物規定の主なもの、在家信者の「根本的美徳 (mūlaguṇa)」と呼ばれる項目の中に含まれている。本章では、一次文献に基づき、先行研究の記述を訂正・補足しながら、この根本的美徳に含まれる食物規定を見ていくことにしたい。¹⁰

この在家信者の根本的美徳に関して、例えば、*Ratnakaraṇḍaśrāvakācāra* (以下、RK) は次のように述べている。

最高の沙門たちは、5つの小誓戒と酒の放棄、肉の放棄、蜂蜜の放棄を、在家信者の8つの根本的美徳と言う。¹¹ (RK 66.)

ここでは、(1) 不殺生、(2) 真実語、(3) 不盗、(4) 性的禁欲、(5) 無執着というジャイナ教の5つの小誓戒と、¹² (6) 酒の放棄、(7) 肉の放棄、(8) 蜂蜜の放棄という8つの項目が挙げられている。これは Williams [1963] p.51 の表では RK の著者 Samantabhadra を代表とし、他にも *Ratnamālā* (以下、RM) が同様の見解を採っているとされる。¹³ 以下、本稿では RK を代表とするこのタイプを「タイプ A」と呼ぶことにする。

また、これとよく似たものとしては、*Cāritrasāra* (以下、CS) に見られる次のようなものを挙げることができる。

粗大な種類の殺生、虚偽、盗み、性的行為、執着と、賭博、肉、蜂蜜を厭い離れることというこれら8つが在家信者の根本的美徳である。¹⁴ (CS p.251)

これを先のタイプ A と比べると、(8) の蜂蜜の放棄という項目が「賭博の放棄」に入れ替わっている。これはタイプ A のヴァリエーションと考えられるため、以下、「タイプ A'」とする。このタイプに関して、

Williams [1963] は、*Mahāpurāṇa* (以下、MP) の著者 Jinasena を筆頭に、CS、*Yaśastilakacampū* (以下、YTC) などが採用しているとするが、この点に関しては訂正・補足が必要である。上に引用した詩節は、注記したように CS からの引用であり、その CS はこの詩節を MP からの引用としている。しかしながら、現在我々が見ることのできる MP 版本にこの詩節は見られない¹⁵。したがって、Williams [1963] では MP の説とされているものの、実際には CS にしか見られないものであり、MP の著者 Jinasena を代表とする点にはやや問題があるだろう。また、YTC を同じタイプに分類している点であるが、管見の限り、このテキストは次に述べるタイプ B の説を採っている¹⁶。

一方、上記のタイプ A、タイプ A' とは異なり、*Puruṣārthasiddhyupāya* (以下、PASU) では、次のように述べる。

殺生を放棄しようと望む者たちは、最初に酒、肉、蜂蜜、5 種類のウドウンバラの果実を努めて放棄すべきである。¹⁷ (PASU 61.)

ここで「ウドウンバラ」と呼ばれているのは、音写されて、日本でも「優曇波羅」「優曇華」などと呼ばれている植物のことであり、具体的にはウドウンバラ樹、ユグマ樹、プラクシャ樹、ニヤグローダ樹、ピッパラ樹の 5 種類を指す¹⁸。したがって、ここで挙げられているのは、(1) 酒の放棄、(2) 肉の放棄、(3) 蜂蜜の放棄、(4) ウドウンバラ樹の果実の放棄、(5) ユグマ樹の果実の放棄、(6) プラクシャ樹の果実の放棄、(7) ニヤグローダ樹の果実の放棄、(8) ピッパラ樹の果実の放棄という 8 つの項目となる。以下、これを「タイプ B」とする。シュラーヴァカ・アーチャーラ文献には、このタイプに属するものが最も多く見られ、根本的美徳に関する見解としては主流と言えるだろう¹⁹。

一方、Williams [1963] p.51 の表では、Āśādhara の *Sāgāradharmāmṛta* (以下、SDhA) の分類として、(1) 神格者の賞賛、(2) 憐み、(3) 水の濾過、(4) 夜食の放棄、(5) ウドウンバラなどの 5 種類の植物の放棄、(6) 肉の放棄、(7) 酒の放棄、(8) 蜂蜜の放棄という 8 つの項目が挙げられている。これ

はタイプBで5つの項目として数えられていたウドウンバラなどの5種類の植物の放棄をまとめて1つの項目と見なし、神格者の賞賛、憐み、水の濾過という項目を加えたものと考えられる（以下、これを「タイプC」と呼ぶ）。Williams [1963] は、Āsādhara は3つの見解を挙げ、Amṛtacandra の見解（＝本稿で言うところのタイプB）を採っていると述べるが、原典の記述に照らした場合、やや語弊があるかもしれない。²⁰ Āsādhara が自身の見解を述べている部分は、次の通りである。

ジナの教えを信仰する者は、殺生を放棄するために、それら（＝在家信者の義務）の中でもまず酒、肉、蜂蜜、乳汁を含む5種類の果実を放棄すべきである。[乳汁を含む5種類の] 果実のところに粗大な殺生など（＝5つの小誓戒）が入るものや、同じそれ（＝最初に挙げたもの）の蜂蜜のところに賭博が入るものが、在家信者の8つの根本的美徳であると心に留めるべきである。²¹ (SDhA 2.2-3)

つまり、タイプBを自身の見解として提示しつつも、自身の見解とは異なるもの（タイプAとタイプA'）があることを示しているのである。さらにその後で、「ある文献では」もしくは「ある者の見解では」を意味する“kvacit”という語とともにタイプCを挙げている。²² したがって、全体としてはA、A'、B、Cの4通りのタイプを挙げて、その中でタイプBを選んでいるとすべきであろう。タイプCは、管見の限りでは、SDhAの他にはDharmasamgrahaśrāvākācāra（以下、Śr (M)）にしか見られないものであり、そこでも「ある者たちは」を意味する“kecit”という語とともに紹介されている。²³

さて、これら4つのタイプに含まれている項目を比較した場合、Aが最も古く、A → A' とB、そしてB → Cといった影響関係も考えられるが、この点は、シュラーヴァカ・アーチャーラ文献における根本的美徳以外の各項目の詳細な検討を経てから改めて考察する必要があるだろう。²⁴

また、これらの4つのタイプを見た場合、8つである点は共通しており、

“8”という数字ありきの分類であったと考えられる。5種類の植物の放棄を5つの項目と見なすものがある一方で、それらをまとめて1つの項目と見なす見解がある点などからも、そのようなことが窺える。また、「殺生を放棄しようとする者は、まず、酒、肉、蜂蜜、ウドウンバラなどの5種類の果実を努めて放棄すべきである」などという記述からは、不殺生戒と肉や酒などの放棄の内容が重複していることに鑑み、5つの小誓戒を排して、5種類の植物の放棄を採用したという可能性も窺える。つまり、この“8”という数字に合わせるために、各文献の著者が自らの見解に基づいて、取捨選択をしていたと考えられる。²⁶

これら8つの根本的美徳のうち、食物に関する規定は、酒の放棄、肉の放棄、蜂蜜の放棄、ウドウンバラなどの5種類の植物の放棄、夜食の放棄、水の濾過の6種類である。その中でも、酒の放棄、肉の放棄、蜂蜜の放棄は、AからCまでのほぼすべてのタイプに含まれており（ただし、A'のみ蜂蜜の放棄を欠く）、これらが最も重要であったことが分かる。禁止された食物の中でも、肉（māmsa）、酒（madya）、蜂蜜（madhu）というこの3つだけを取り出し、それぞれの原語の頭文字をとって、「3つの ma 音[で始まるもの]」と呼ばれることから、これらの重要性が窺われる。一方、ウドウンバラなどの5種類の植物の放棄に関しては、それを含まないものがあるものの、それを含むタイプBが主流となっていることから、重要なものと考えられる。そして、タイプCのみに含まれるものとして夜食の放棄と水の濾過が続いている。²⁷

3. 禁止食物とその禁止理由

ここまででは、ジャイナ教の生命観と生命倫理を概観したうえで、在家信者の根本的美徳における食物規定を見てきたが、本章では、その食物規定において禁止されている食物と禁止される条件や理由等について詳しく検討したい。ここではまず、「3つの ma 音[で始まるもの]」と呼ばれるものを、肉、蜂蜜、酒の順に検討し、その後で、ウドウンバラなどの5種類の植物、夜食、

濾過していない水の順に検討していく。以下においては、食物規定に関して様々なシミュレーションを行うなどして比較的详细な記述を含み、他の著作にも大きな影響を与えたと考えられる Amṛtacandra の PASU の記述を中心に見ていくことにする。

1. 3つの ma 音で始まるもの

1. 肉食の禁止とその理由

肉の原語は、サンスクリット語では主に mām̐sa が用いられ、他にも pala、palala などといった語も用いられる。肉食が禁止される理由が、ジャイナ教徒の最高の徳目である不殺生を守るためであるという点は想像に難くない。²⁸ 当然のことながら、生き物を殺めることなくして肉を手に入れることはできない。²⁹ そういった意味では、肉食が不殺生戒に抵触することは明らかである。また、ジャイナ教においては、このように生き物を傷つけたり、殺めたりすることによって得られる肉を食することは、巡りめぐって自らにも返ってくる事が述べられる。そのため、mām̐sa (肉) という語の語源解釈として、しばしば「mām̐ (私を) sa (彼が) bhakṣayati (食べる)」³⁰ というものを提示する。これは、インドの宗教においては大前提となっている輪廻転生の視点を導入して、現世において私が彼を食べたならば、来世ではその食べられた彼が私を食べることになるということを示したものであり、自らのした行為は自身に返ってくる、自分がされたくない行為は他人に対してもしてはならない³¹ といった考え方へと繋がるものである。

しかしながら、以上のような不殺生戒に基づく禁止、そしてそれが巡りめぐって自らの身に降りかかるといった説明は、ジャイナ教の場合、自らの手で殺した、他人に殺させた、他人が殺すのを認めた場合に限られるものであり、肉食そのものを禁止する理由とはなりえていないのではないだろうか。つまり、自然に死んだ動物の肉を食べる場合などには適用できないのではないだろうか。このような疑問に対する答えは、PASU の次の詩節に述べられている。

実に、たとえ自ずと死んだ水牛や牡牛の肉であっても、それ (= 死肉) に寄生している微細な生き物を滅ぼすことによって殺生となる。(PASU 66.)

つまり、肉そのものは自然に死んだ動物のものであり、肉を手に入れる際に殺生を犯していなくとも、その肉を食するという段階で、寄生している微細な生き物の殺生を犯すという、いわば二次的な殺生が想定されているのである。³³

以上のように、ジャイナ教徒の見解では、肉食には必ず殺生が付随し、たとえ自然に死んだ動物の肉であっても、そこに寄生する微細な生き物の殺生が伴うとされていることが分かった。それでは、肉のように生き物の身体そのものを食するのではないという点では殺生の確率がやや下がる蜂蜜の場合はどのように考えられているのだろうか。

2. 蜂蜜の禁止とその理由

肉を手に入れるにあたって動物の殺生が必須であるのに対して、蜂蜜を手に入れるにあたり、蜜蜂の殺生は絶対に必要ではない。そういった意味では、肉と蜂蜜の場合はやや異なるが、ジャイナ教徒は、多少なりとも蜜蜂の殺生や蜂の巣の破壊を伴うことを指摘して、不殺生戒に抵触することを述べている。³⁴ この発想は、現代のヴェジタリアンのうち「ヴィーガン」と呼ばれる人たちが蜂蜜を口にしないところにも繋がるものであろう。

ただし、蜂蜜の場合も肉食と同様、蜜蜂の殺生や蜂の巣の破壊を伴うことなく手に入ったものを想定することができるが、これについて PASU は次のように述べている。

偽りによって、あるいは蜂の巣から自ずと落ちた蜂蜜を手に入れた者でも、それに寄生している生き物を殺めることにより、殺生がある。³⁵
(PASU 70.)

ここでも、肉の場合と同様、蜂蜜に寄生する何らかの微細な生き物を想定して、二次的な殺生の可能性が指摘されている。また、蜂蜜は菓として食されることもあったと考えられるが、シュラーヴァカ・アーチャーラ文献の中には「たとえ菓としてであっても、蜂蜜を食してはならない」と述べる文献が見られる。³⁶このような姿勢は、薬品などの動物実験に反対する現代のジャイナ教徒の姿勢へと繋がるものであると考えられる。³⁷

一方、在家信者の根本的美徳に含める文献はないが、新鮮なバター (navanīta) を禁止する文献も見られるため、ここで簡単に触れておきたい。³⁸現代のジャイナ教徒の多くはいわゆるラクト・ヴェジタリアンであるとされており、動物の殺生を伴わない乳製品を摂ることは認められていると考えられるが、なぜ新鮮なバターは禁止されるのだろうか。これも手に入れる段階では殺生を伴うことはないが、動物由来の食物であるという点では蜂蜜と共通している。これに関して、*Amītagatisrāvākācāra* (以下、Śr (A)) は次のように述べる。

その中に微細な身体の様々な生き物が絶えず生じるような新鮮なバターを食する人には悪業の蓄積がある。それよりも大きい悪業はこの世に何もない。新鮮なバターを様々な種類の生き物の集まりを減ぼす場であると見てもそれを食する者には自制の欠片もなく、教えに専心することがあり得ようか。新鮮なバターに2ムフルタ (=約96分) の後に多くの生き物の群れが生じており、その新鮮なバターを食するような人が死後にどのようなところへ赴くのか、我々は知らない。⁴⁰ (Śr (A) 5.34-36.)

新鮮なバターも蜂蜜の場合と同様、そこには微細な生き物が発生するため、それらの殺生を回避するために禁止されていることが分かる。おそらく、動物由来の食物に、他の微細な生き物が発生することを経験的に知っていたのであろう。

以上のことから、動物由来のものは殺生を伴う可能性が高い、もしくはたとえ殺生を伴わなくとも、そこに含まれる微細な生き物などの殺生を伴うか

ら禁止されていることが分かる。

次に、「3つの ma 音で始まるもの」のうちの最後のものである酒 (madya) について見ていくことにする。

3. 酒の禁止とその理由

ここで「酒」と訳した“madya”という語は、√mad-「酔う」という動詞に由来するものであり、普通は酩酊作用のあるアルコール飲料を指すと考えられる。宗教において、その酩酊作用は時に神聖なものとされるものの、人間の理性や正しい判断を失わせるものとして禁止されることも多い。ジャイナ教においても、酩酊作用が在家信者の守るべき様々な誓戒を破る原因となってしまうことを理由に、飲酒は禁じられている。PASUでは、飲酒が誓戒の中でもとりわけ不殺生戒を破る原因となることを述べている。⁴¹

しかしながら、これも先の肉や蜂蜜の場合と同様、酒そのものを飲んではいけない理由とはなりえていない。つまり、「酒を飲んでも酩酊しない人の場合、飲酒は認められるかどうか」という問題が残るが、これに関しても肉や蜂蜜の場合とまったく同じように、酒の中には微細な生き物が発生し、飲酒によりそれらの生き物の殺生が引き起こされることを述べる。⁴²

以上の肉、蜂蜜、酒という3つのものに関しては、それを手に入れる際に、生き物の命を奪わざるを得なかったり、そうでない場合にも、その中に微細な生き物が生じるため、それを食する際には殺生が伴うことが明らかになった。可動生物の命を奪うことは、在家信者にあっても避けなければならない点は第1章において確認した通りである。

2. ウドウンバラなどの禁止とその理由

在家信者の場合には、不動生物の一種である植物に関してはすべて食べることが認められているのかというと、必ずしもそうではない。前章でも見たように、ウドウンバラをはじめとするいくつかの植物が禁止されている。それでは、なぜこれらの植物は禁止されているのだろうか。

ここで言う「ウドウンバラなど」というのは、具体的には、ウドウンバラ樹 (Skt. udumbara; 学名 *Ficus glomerata*)、ユグマ樹 (Skt. yugma; 学名 *Ficus oppositifolia*)、プラクシャ樹 (Skt. plakṣa; 学名 *Ficus infectoria*)、ニヤグローグ樹 (Skt. nyagrodha; 学名 *Ficus bengalensis*)、ピッパラ樹 (Skt. pippala; 学名 *Ficus religiosa*) という5種類を指す。これらの果実は可動生物の源であるとされ、それを食べることにより殺生を犯すと指摘されている。⁴³ それでは、「可動生物の源」というのは、どういったことであろうか。

これら5種類の植物は学名からも分かるように、すべてイチジク属のものである。⁴⁴ イチジクは漢字で「無花果」とも書かれるが、実際には花がないのではなく、果実のように見える花囊の中に無数の花をつけており、この中に小さな昆虫が入って受粉する点に特徴がある。したがって、花囊を割った際、その中に小さな虫が残っていることがしばしばある。おそらくこのようなことを経験的に知っていたため、「可動生物の源」とされたと考えられる。つまり、ウドウンバラ樹などの場合も、それ自体を食することが禁じられているのではなく、あくまでもそれを食することによって中に含まれる微細な生き物をも殺めてしまうという点が原因であると考えられる。そういった意味では、自然に死んだ動物の肉や、自然に落ちてきた蜂蜜などの場合に近いものがあると言えるだろう。

3. 夜食、濾過していない水の禁止とその理由

最後に、夜食と濾過していない水の禁止について見ていきたい。これらは、先の3つとはやや趣を異にする。前者は食物そのものに関する規定ではなく、食事の時間帯に関する規定である。つまり、「食物が正しくても、なぜ時間帯によっては禁止されるのか」という点⁴⁵が問題となる。また、後者の場合には、「濾過していない」という条件のもとでの禁止であり、水そのものが禁止されているわけではない。

夜食と濾過していない水の禁止を根本的美徳に含めるのは、第2章で見た4つのタイプのうち、タイプCのみであった。以下、このタイプCに属

する唯一の文献である SDhA の記述を見ていく。SDhA は、夜食と濾過していない水について、次のように述べる。

欲望、生き物の殺生など、災難に満ちているから、それ (= 酒など) と同様、夜食を放棄すべきである。また、濾過していない水も用いるべきではない。⁴⁶ (SDhA 11.14)

このように述べたうえで、欲望に関しては、「夜食は、日中の食事よりも欲望が過剰である」と述べる PASU の詩節を引用している。一方、生き物の殺生に関しては、*Vasumandīśrāvākācāra* (以下、Śr (V)) と PASU を引用しており、夜間は虫や髪の毛などが食べ物に入っても見えないため、誤ってそれらを食べてしまう恐れがあること、たとえ灯火を点していたとしても、太陽光なしで食事をしている者は、食べ物に近付いてくる微細な生き物の殺生を避けられないことを示している。⁴⁸ また、災難という点に関しては、水腫などの病気であると述べられている。これらの中でも、ほとんどの文献に共通するものは、やはり生き物の殺生を避けるためという点であり、夜食に関してもその禁止理由は主として不殺生を徹底するためであったと考えられる。

次に、濾過していない水について見ていくことにする。この項目もまた、根本的美徳の中に含まない文献でも、他の箇所で言及されることがある。SDhA は「水だけでなくあらゆる液体を濾過してから用いるべきである」という YTC の記述を引用するのみで、理由を記していない。これに関しては、他の文献の記述が参考になる。

不殺生の誓戒を守るため、肉による過失を鎮めるために、十分な厚さの布で濾過した水を飲むべきである。⁴⁹ (Śr (M) 34.)

この記述からは、水に含まれる微細な生き物を飲み込んで殺さないようにするための濾過であると考えられる。またこの規定は飲用のみならず、沐浴用の水などにも適用されている。⁵⁰ これは、上述の SDhA に見られた「用い

る」という表現にも通じるものであろう。

つまり、水の場合は濾過することにより微細な生き物を取り除けば飲んだりすることができるのである。この点は、濾過して生き物を取り除いたとしても酩酊作用が残っており、不殺生だけでなく、ありとあらゆる誓戒を破る原因となる酒の場合とは大きく異なっている。

むすび

ここまで述べてきたことをまとめて、本稿のむすびとしたい。

第1章では、最初にジャイナ教の生命観を概観した。そこでは、ジャイナ教において、この世界は感覚作用を持つ生命体とそれを持たない物質とから構成され、生命体はさらに不動生物と可動生物とに大きく分けられること、また感覚の数に基づく階層構造があることを示した。そしてこの分類の仕方が、殺生による罪の軽重に影響を与えるかたちで、ジャイナ教の生命倫理にも影響を及ぼしていることを確認した。また第2章では、一次文献に基づき、先行研究の記述を訂正・補足しながら、在家信者の根本的美徳に含まれる食物規定を検討した。そして根本的美徳という点から見た場合、在家信者の行動規則を記した文献群がタイプA、A'、B、Cという4種類に分類できること、そしてその中には6種類の食物規定、すなわち、肉の放棄、蜂蜜の放棄、酒の放棄、ウドウンバラなどの5種類の植物の放棄、夜食の放棄、濾過していない水の放棄が含まれることを確認した。

そして第3章では6種類の食物規定のそれぞれの禁止理由を詳しく検討した。まず、肉や蜂蜜といった動物に由来するものはそもそも殺生を伴う可能性が高いこと、そして自然に死んだ動物の肉や巣から落ちてきた蜂蜜のように、たとえ殺生を伴わないものであっても、そこに寄生する微細な生き物などの殺生を伴うがゆえに禁止されていることを示した。また飲酒に関しては、酒の酩酊作用により不殺生をはじめとする誓戒を破る恐れがあること、さらにたとえ酩酊しないとしても、肉や蜂蜜と同様、酒の中には無数の微細な生き物が含まれていると考えられており、それらの殺生が付随することを

示した。また植物はジャイナ教の生命観では不動生物に分類され、在家信者の場合には食することが認められるはずであるが、ウドウンバラなどの5種類の植物については、果実のように見える花囊の中に虫が入っていることが多いため、それらの殺生を防ぐために禁止されている点を指摘した。最後に、夜食の禁止と濾過していない水の禁止についても検討したが、夜食の場合には暗さゆえに食べ物の中に虫などが入り、一緒に食べてしまうことを危惧してのことであり、水を濾過するのも同じく微細な生き物の殺生を防ぐためであることが分かった。

これらの食物規定の中には複数の理由が述べられるものもあるが、すべてに共通しているのは殺生だけである。したがって、ジャイナ教の食のタブーは、生き物を殺生する可能性の有無が基準となっており、他の多くの宗教に見られる食のタブーと比べても、その基準は極めて明快であると言えるだろう。

■略号、および使用テキスト

- CS Cāmuṇḍarāya : *Cāritrasāra* → ŚĀS 1
- T (U) Umāsvāti : *Tattvārthasūtra* (Bibliotheca Indica) Calcutta, 1903.
- T (P) Pūjyapāda : *Tattvārthasūtra* (Bhāratīya Jñānapīṭha Mūrtidevī Jaina Granthamālā: Saṃskṛta Grantha No.13) Vārāṇasī, 1971.
- PASU Amṛtacandra : *Puruṣārthasiddhyupāya* (Śrīmad Rājacandra Jaina Śāstramālā No.7) Agās, 1977.
- PP Raviṣeṇa : *Padmapurāṇa* (Bhāratīya Jñānapīṭha Mūrtidevī Jaina Granthamālā: Saṃskṛta Grantha No.21) 10th ed. New Delhi, 2003.
- MP Jinasena : *Ādipurāṇa* vol.2 (Bhāratīya Jñānapīṭha Mūrtidevī Jaina Granthamālā: Saṃskṛta Grantha No.9) Vārāṇasī, 1951.
- ŚĀS 1 *Śrāvākācārasaṃgraha* vol.1 (Jīvarāja Jaina Granthamālā: Hindī Vibhāga, No.27) Solāpur, 1976.
- ŚĀS 2 *Śrāvākācārasaṃgraha* vol.2 (Jīvarāja Jaina Granthamālā: Hindī Vibhāga, No.28) Solāpur, 1976.

- ŚĀS 3 *Śrāvākācārasaṃgraha* vol.3 (Jivarāja Jaina Granthamālā: Hindi Vibhāga, No.29) Solāpur, 2003.
- Śr (A) Amitagati : *Amitagatiśrāvākācāra* → ŚĀS 1
- Śr (PP) *Śrīpūjyapādaśrāvākācāra* → ŚĀS 3
- Śr (M) Medhāvin : *Dharmasaṃgrahaśrāvākācāra* → ŚĀS 2
- Śr (V) Vasunandi : *Vasunandiśrāvākācāra* (Bhāratiya Jñānapīṭha Mūrtidevi Jaina Granthamālā: Prākṛta Grantha No.3) Vārāṇasī, 1952.
- SDhA Āśādhara : *Sāgāradharmāmṛta* (Bhāratiya Jñānapīṭha Mūrtidevi Jaina Granthamālā: Saṃskṛta Grantha No.47) Vārāṇasī, 2000.
- YTC Somadeva : *Yaśastilakacampū* (Bhāratiya Jñānapīṭha Mūrtidevi Jaina Granthamālā: Saṃskṛta Grantha No.28) Vārāṇasī, 1964.
- RK Samantabhadra : *Ratnakaṛaṇḍaśrāvākācāra* (Māṇikcandra Digambara Jaina Granthamālā, No.24) Bombay, V.S.1982.
- RM Śivakoṭi : *Ratnamālā* → ŚĀS 3

■ 参考文献

- 土橋恭秀 [1979] 「Himsā の大小について」、『印度学仏教学研究』 27-2、pp.27-31。
- 藤永伸 [1989] 「ジャイナ教の生命観」、『日本仏教学会年報』 55、pp.57-68。
- 矢島道彦 [1997] 「インドの黄金律とジャイナ教」、『仏教文化』 37、pp.12-53。
- 渡辺研二 [1993] 「ジャイナ教の植物観」、『印度学仏教学研究』 41-2、pp.94-99。
- Brandis, Dietrich [1906] *Indian trees : an account of trees, shrubs, woody climbers, bamboos, and palms indigenous or commonly cultivated in the British Indian Empire*, Constable, London.
- Shah, Natubhai [2004] *Jainism – The world of conquerors* vol.1 (Lala Sundarlal Jain Research Series Vol.XVIII), Motilal Banarsidass Publishers, Delhi.
- Sogani, Kamal Chand [1967] *Ethical Doctrines in Jainism* (Jivarāja Jaina Granthamālā No.19), Jaina Samskriti Samrakshaka Sangha, Solāpur.
- Williams, R [1963] *Jaina Yoga – A Survey of the Mediaeval Śrāvākācāras* – (London Oriental Series 14), Oxford University Press, London.

■ 註

- 1 生命体はさらに、輪廻しているものと解脱しているものと大きく分けられるが、こ

こから先では世俗的存在である前者に対象を絞り、後者を取り扱わない。

- 2 ただし、これはジャイナ教の二大宗派のうちの白衣派の見解に基づくものである。
prthivyabvanaspatayaḥ sthāvarāḥ T (U) 2-13. 一方、空衣派の版本では、地、火、風、木の4つを挙げる。prthivyaptejovāyuvanaspatayaḥ sthāvarāḥ T (P) 2-13.
- 3 ジャイナ教古聖典の記述では植物を心あるものとし、人間と同様に考えていたようである。この点については、渡辺 [1993] p.96 以下を参照。
- 4 ジャイナ教在家信者が守るべき誓戒の中に、無意味な毀損を厭い離れる誓戒がある。その誓戒で禁じられている行動のひとつとして軽率な行動がある。これは *Ratnakaraṅgaśrāvākācāra*、およびその注釈によれば、目的もないのに地面を掘ったり、水を撒いたり、火や風を起こしたり、木を切断したりすることや、自らが徘徊したり他人を徘徊させたりすることが含まれる。
- 5 これはかつて電気が普及した際に、電気が火元素であると解釈された名残と考えられる。現在では、電気と火元素は別であるという見解を採っているが、電化製品に触れないという習慣だけは残っており、その理由に関する説明は人によって異なる。この問題については、*Kyā vidyut(ilektrisīṭi) sacitta teukāy hai?*, Muni Mahendra Kumār, Jain Viśva Bhāratī, Lāḍnūṃ, 2004. 等を参照。
- 6 植物を害することによって、1つの感覚を有する生命体を殺めてしまうとする例は、仏典の中にも見られる。この点については、渡辺 [1993] pp.95-96. 等を参照。
- 7 例えば *Pañcāstikāya* 114-117 では、2つの感覚を有するものとしては巻貝や足のない虫など、3つの感覚を有するものとしては蟻や虱、南京虫など、4つの感覚を有するものとしては蛇、蚊、蠅など、5つの感覚を有するものとしては神、人間、地獄の住者、四足動物などを挙げているが、現代の我々の視点からすれば、その分類の根拠は明確でない。
- 8 例えば、PASU 75. では「不殺生という教えを聞いているにもかかわらず不動生物の殺生を放棄することができない者たちも、可動生物の殺生は放棄すべきである」と述べられている。

dharmam ahimsārūpaṃ saṃśrṇvanto 'pi ye parityaktum/

sthāvarahiṃsām asahās trasahiṃsām te 'pi muñcantu// PASU 75.

- 9 aprādurbhāvaḥ khalu rāgādīnāṃ bhavaty ahimseti/

teṣāṃ evotpattir hiṃseti jināgamasya saṃkṣepaḥ// PASU 44.

yuktācāraṇasya sato rāgādyāveśam antareṇāpi/

na hi bhavati jātu hiṃsā prāṇavyaparopañād eva// PASU 45.

- 10 食物規定は、その他にも不適正食物 (abhakṣya)、悪癖 (vyasana) という枠組みや、在家信者の霊的進化の段階を示す 11 階梯の内容とも関わるが、本稿では根本的美徳に含まれる食物規定に焦点を当てる。

11 madyamāṃsamadhutyāgaiḥ saḥaṇuvratapañcakam/

aṣṭau mūlaguṇān āhur grhiṇāṃ śramaṇottamāḥ// RK 66.

- 12 これまでにも様々な研究で指摘されているように、5 番目を不飲酒とする仏教の五戒とは一部異なっており、*Yogasūtra* に見られるものと一致する。ただし、ジャイナ教でも飲酒は禁止されており、仏教でも執着は戒められている。

- 13 ただし RM は、このタイプの他にも後述するタイプ B を挙げており、後者は愚者にもあると述べている。

madyamāṃsamadhutyāgasamyuktāṇuvratāni nuḥ/

aṣṭau mūlaguṇāḥ pañcodumbaraiś cārbhakeṣv api// RM 19.

14 hiṃsāsatyasteyād abrahmapariḡrahāc ca bādarabhedāt/

dyūtān māṃsān madyād viratir grhiṇo 'ṣṭa santy amī mūlaguṇāḥ// CS p.251.

- 15 *Sāgaradharmāmṛta* p.43 のヒンディー語注は、この点に気付いている。原因としては、現行の版本が基づいた写本とは系統が異なる伝承によるものである、伝承の過程で詩節が失われた、同名のテキストが存在した、著者の引用ミス等々、様々な可能性が考えられる。同じ詩節は *Sāgaradharmāmṛta* にも引用されているが、これは MP から直接引用されたものではなく、CS として引用されたものと考えられる。現行の MP では、「8 つの根本的美徳」という言葉は見られるものの、その細目に関する記述は、管見の限り、見当たらない。

16 madyamāṃsamadhutyāgaḥ sahodumbarapañcakaiḥ/

aṣṭāv ete grhasthānām uktā mūlaguṇāḥ śrute// YTC 21.270.

17 madyaṃ māṃsaṃ kṣaudraṃ pañcodumbaraphalāni yatnena/

hiṃsāvvyuparikāmair moktavayāni prathamam eva// PASU 61.

18 yonir udumbarayugmaṃ plakṣanyaḡrodhapippalaphalāni/

trasajivānāṃ tasmāt teṣāṃ tadbhakṣaṇe hiṃsā// PASU 72.

- 19 このタイプに属するもので、Williams [1963] が挙げていない文献としては、YTC、*Dharmopadeśapīyūṣavarāśrāvākācāra*、*Umāsvāmiśrāvākācāra*、*Śrīpūjyapādaśrāvākācāra*、*Vratasāraśrāvākācāra*、*Śrāvākācārasāroddhāra*、*Bhavyadharmopadeśa-upāsakādhyayana*、

- Puruṣārthānuśāsana* 等がある。
- 20 Williams [1963] pp.51-52.
- 21 tatrādaḥ śraddadhaj jainīm ājñāṃ himsām apāsitum/
madyamāmsamadhūny ujjhet pañca kṣīriphalāni ca// SDhA 2.2.
aṣṭaitān grhiṇāṃ mūlaguṇān sthūlavadhādi vā/
phalasthāne smared dyūtaṃ madhusthāne ihaiva vā// SDhA 2.3.
- 22 madyapalamadhuniśāsanapañcaphaliviratipañcakāptanutī/
jīvadayaājagalālanam iti ca kvacid aṣṭamūlaguṇāḥ// SDhA 2.18.
- 23 āptapañcanutir jīvadayā salilagālanam/
trimadyādiniśāhārodumbarāṇāṃ ca varjanam// Śr (M) 155.
aṣṭau mūlaguṇān etān kecid āhur muniśvarāḥ/
tatpālāne bhavaty eṣa mūlaguṇāvratānvitah// Śr (M) 156.
- 24 Williams [1963] では、必ずしもタイプ A がオリジナルの姿とは言えないと考えられている。
- 25 madyaṃ māmsaṃ kṣaudraṃ pañcodumbaraphalāni yatnena/
himsāvvyuparatikāmair muktavyāni prathamam eva// PASU 61.
- 26 ただし、たとえ 8 つの根本的美徳に含めない文献、もしくは 8 つの根本的美徳という枠組みに言及しない文献であっても、不適正食物 (abhakṣya)、悪癖 (vyasana)、禁戒 (niyama) などといった他の枠組みの中で言及したり、独立して言及したりすることもあるため、その項目そのものを認めないのではなく、8 つの根本的美徳に含めなかっただけであると考えられる。一例を挙げるならば、*Padmacarita* (以下、PP) は 8 つの根本的美徳という枠組みには言及しないが、禁戒として、蜂蜜、酒、肉、賭博、夜食、悪所通いを厭い離れることに言及している。
- madhuno madyato māmsād dyūtato rātribhojanāt/
veśyāsaṅgamanāc cāsya viratir niyamaḥ smṛtaḥ// PP 14.23.
- 不適正食物に関しては、Williams [1963] pp.110-113. 等、悪癖に関しては、Williams [1963] pp.247-251. 等を参照。
- 27 夜食の禁止に関しては、白衣派聖典の *Dasaveyāliya* などのように、第 6 の誓戒とするものがある。この点については、Sogani [1967] p.89. 以下を参照。また、*Amitagatisrāvākācāra* は、8 つの根本的美徳という言葉を用いることなく、タイプ C に夜食の放棄を加えたものを列挙している。

- 28 例えば、CS では「肉を厭い離れるのは、不殺生の誓戒を守るためである」と述べられる。māmsān nivṛttir ahiṃsāparipālanārtham/ CS p.251.
- 29 na vinā prāṇavighātān māmsasyotpattir iṣyate yasmāt/
māmsaṃ bhajatas tasmāt prasaraty anivāritā hiṃsā// PASU 65.
- 30 例えば CS に、次のような詩節が見られる。
mām sa bhakṣayati pretya yasya māmsam ihādmy aham/
etan māmsasya māmsatvaṃ pravadanti maṇiṣiṇaḥ//16// CS p.251.
- 31 「インドの黄金律」とも呼ばれるこのような考え方については、矢島[1997] p.37 以下を参照。
- 32 yad api kila bhavati māmsaṃ svayam eva mṛtasya mahiṣavṛṣabhādeḥ/
tatrāpi bhavati hiṃsā tadāśritanigotanirmathanāt// PASU 66.
これに続く、67-68 詩節では、それが調理済みであれ、未調理であれ、肉片にはその種の微細な生き物が絶えず生起することが述べられる。
- 33 また、「血の穢れ」という発想に基づいて、不浄という観点から説明するものもある。
raktamātrapravāheṇa strī nindyā jāyate sphuṭam/
dvidhātujaṃ punar māmsaṃ pavitraṃ jāyate katham// Śrīpūjyapādaśrāvākācāra (Śr (PP)) 17.
このように述べる文献は少数であるが、殺生を罪と考えない人でも、ある種の人には説得力を持つものと考えられる。
- 34 madhuśakalam api prāyo madhukarahiṃsātmakam bhavati loke/
bhajati madhumūḍhadhiko yaḥ sa bhavati hiṃsako 'tyantam// PASU 69.
- 35 svayam eva vīgaliṭam yo grhṇiyād vā chalena madhu golāt/
tatrāpi bhavati hiṃsā tadāśrayaprāninām ghātāt// PASU 70.
- 36 yo 'tti nāma madhu bheṣajecchayā so 'pi yāti laghu duḥkham ulbaṇam/
kiṃ na nāśayati jīvitēcchayā bhakṣitaṃ jhaṭiti jīvitaṃ viṣam// Śr (A) 5.32.
- 37 Shah [2004] p.228 以下を参照。
- 38 例えば PASU では、肉、蜂蜜、酒と並んで新鮮なバターを禁止している。
madhu madyaṃ navanītaṃ piṣitaṃ ca mahāvīkṛtayas tāḥ/
valbhyante na vratinā tadvarṇā jantavas tatra// PASU 71.
- 39 Shah [2004] p.241 を参照。ただし、普通のラクト・ヴェジタリアンとは異なり、微細な生き物を殺生する恐れのある根菜類を食さないことが多いと言われる。
- 40 saṃsajanti vividhāḥ śārīṇo yatra sūkṣmatanavo nirantarāḥ/

- tad dadāti navanītam aṅginām pāpato na param atra sevitam// Śr (A) 5.34.
citrajīvagaṇasūdanāspadam yair vilokya navanītam adyate/
teṣu saṃyamalavo 'pi vidyate dharmasādhanaparāyaṇaḥ kutah// Śr (A) 5.35.
yan muhūrtayugataḥ param sadā mūrchatī pracurajīvarāśibhiḥ/
tad gilanti navanītam atra ye te vrajanti khalu kām gatim mṛtāḥ// Śr (A) 5.36.
- 41 madyam mohayati mano mohitacittas tu vismarati dharmam/
vismṛtadharmā jīvo hiṃsām aviśaṅkam ācarati// PASU 62.
abhimānabhayajugupsāhāsyāratiśokakāmakopādyāḥ/
hiṃsāyāḥ paryāyāḥ sarve 'pi ca śarakasannihitāḥ// PASU 64.
- 42 rasajānām ca bahūnām jīvānām yonir iṣyate madyam/
madyam bhajatām teṣām hiṃsā saṃjāyate 'vaśyam// PASU 63.
- 43 yonir udumbarayugmaḥ plakṣanyagrodhapippalaphalāni/
trasajīvānām tasmāt teṣām tadbhakṣaṇe hiṃsā// PASU 72.
- 44 これらの植物に関しては、Brandis [1906] p.598 以下を参照。
- 45 夜食の禁止は、仏教の在家信者が特定の日に守る齋戒の中にも含まれており、最も古いもののひとつとして『スッタ・ニパータ』『ダンミカ経』の記述を挙げることができる。該当箇所和訳は、中村元訳『ブツダのこぼ——スッタニパータ』（岩波文庫）p.83 を参照。
- 46 rāgajīvavadhāpāyabhūyastvāt tadvad utrjet/
rātribhaktam tathā yuñjān na pānīyam agalitam// SDhA 11.14.
- 47 rāgādyudayaparavād anivṛttir nātivartate hiṃsām/
rātriṃ divam āharataḥ katham hi hiṃsā na sambhavati// PASU 130.
yady evam tarhi divā kartavyo bhojanasya parihārah/
bhoktavayam tu niśyāṃ nettham nityam bhavati hiṃsā// PASU 131.
naivam vāsarabhukter bhavati hi rāgo 'dhiko rajanibhuktau/
annakavalasya bhuktau bhuktāv iva māmsakavalasya// PASU 132.
このように、夜食の禁止はこれを根本的美徳に含めない文献においても、他の枠組みの中で、あるいは独立して言及される。
- 48 cammatthikīḍaṃdurabhuyamgakesāi asaṇamajjhammi/
paḍīyam ṇa kiṃ pi passai bhūmajai savvaṃ pi ṇisisamaye// Śr (V) 315.
arkālokena vinā bhūñjānaḥ pariharet katham hiṃsām/

apī bodhitāḥ pradīpe bhojyajūṣāṃ sūkṣmajantūnām// PASU 133.

49 vastreṇātisupīnena gālitaṃ tat pibej jalam/

ahiṃsāvratarakṣāyai māṃsadoṣāpanodane// Śr (M) 34.

50 vastrapūtaṃ jalam peyam anyathā pāpakāraṇam/

snāne 'pi śodhanaṃ vāraḥ karaṇīyaṃ dayāparaiḥ// RM 20.

(ほった・かずよし 東京大学大学院人文社会系研究科死生学・応用倫理センター特任研究員)

Food Taboos Based on Religious Bioethics: Prohibited Food and Non-Violence (*ahimsā*)

Kazuyoshi Hotta

Food taboos are widely seen all over the world. This is a complicated phenomenon in which various elements in each cultural area are intricately intertwined. One of the strictest food taboos is based on religious reasons. Grounds for food taboos in each religion are presented in each doctrine. However, holiness, purity, impurity etc. are vague ideas from an objective viewpoint. Therefore, it might be difficult for those outside of a certain religious group to accept these prohibitions.

Food taboos are seen in the doctrine of the Jainism too. Jainism regards non-violence (*ahimsā*) as the highest virtue and has practiced non-violence for about 2,500 years in India. There are two kinds of food taboos in Jainism. One is intended for the mendicant and the other is intended for the layperson. The purpose of this paper is to clarify a part of food taboos of Jainism by focusing on the latter.

To consider food taboos in Jainism, this paper adopts the following order. In case of Jainism, it is expected that non-violence has a big influence on food taboos. Therefore, firstly, we survey the Jaina view of life and Jaina bioethics. The Jaina view of life distinguishes immobile beings (*sthāvara*) and mobile beings (*trasa*). Furthermore, it holds that the hierarchy of the living thing is based on the number of sense organs. In this paper we confirm that these greatly influence the degree of violence (*himsā*). Secondly, we investigate the prohibited food on the basis of the original text and the previous works. Concretely, we examine the one that is called “Fundamental virtue (*mūlaguṇa*)” of the layperson. By this procedure, we clarify the

next two points. The first is that the texts are divided into four types. The second is that six kinds of food taboos, i.e. the abandonment of meat, the abandonment of alcohol, the abandonment of honey, the abandonment of five kinds of plants, the abandonment of the midnight snack, and the abandonment of non-filtered water are seen in these texts. Finally, we consider the conditions and the reasons which bring about the above-mentioned food taboos in detail.

We can make the following conclusions on the basis of such considerations. That is, the standard of the food taboos of Jainism are extremely lucid from the viewpoint of the non-Jain too, because they are based on non-violence alone.